



# 希望の未来へ！あなたと市政のかけ橋に すずらんジャーナル

船橋市議会議員

はしもと 和子

2023年 第72号

市民相談はお気軽に

090-5574-9079

発行 橋本 和子

## 健康福祉分科会の報告（病院事業会計）

令和4年度決算で施設修繕費が約1億5,500万円。天井内を通っているお湯の配管が、経年劣化により腐食して折れたことで、天井からの水漏れ。その為に、当該配管を使用停止し、各洗面所に電気温水器を設置し対応。また、経年劣化により空調機の部品の故障が突然発生するなど、大小約230件の修繕が行われた。

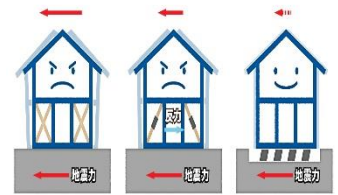


### 浸水対策

新病院の敷地の地盤の高さは、現在公表されている「想定し得る最大規模の降雨」による浸水予測と、区画整理事業により整備される周辺道路計画の高さを考慮して設定しているため、想定最大規模の降雨でも、**病院敷地内は浸水しないという前提で計画されている。**



### 地震対策



建物自体の安全性のみならず、建物内の人や什器・備品の安全性を確保するために、**免震構造を採用する。**

建物以外の部分については、災害時のトリアージエリアや緊急車両の動線等に対し、**液状化対策を行う。**



### 船取線に抜けるアクセス道路

**浸水・液状化ともにハザードエリア対象外。**万が一この道路が被害を受け、新病院にアクセスできなくなった場合には、北東側や北西側にある道路など、通行可能な道路を選んでアクセスすることも想定し、**病院敷地内への出入り口を複数計画している。**

詳しくは【船橋市立医療センターのHP(新病院について)をご覧ください】

現在の医療センターは、築40年経過していること、増築を繰り返したことにより、施設が複雑化、手術室とレントゲン室が離れているなど非効率的な配置になっています。

また、東葛南部保健医療圏の中核病院として、地域がん診療連携拠点病院・地域医療支援病院・救命救急センター・臨床研修病院・災害拠点病院の指定を受けているにもかかわらず、災害時に必要なトリアージや傷病者を受け入れる場所が不足しているなどの点から早急な、移転建て替えを求めました。

# ワークルールを学ぼう

社会保険は、「医療保険」「介護保険」「年金保険」「労災保険」「雇用保険」の5つの保険制度のことですが、病気やケガ、出産、死亡、老齢、障がい、失業など生活の困難をもたらす様々なことが起こった時、生活の安定を図るために一定の給付を受けることができる、保険制度です。

働く側からしたら、その会社が、労働保険（労災・雇用保険）に加入しているのか。

**労災保険**は労働者が業務上、病気やケガをした時に、補償や給付を受け取れる保険制度で、全額事業主負担です。

**雇用保険**は、労働者の生活と雇用を守り、様々な支援をしてくれる保険制度です。失業した時や育児・介護の休業時などに、給付を受けられ、事業主と労働者双方で負担なっています。（ただし、1週間に20時間以上の労働時間や、かつ31日以上雇用される場合に、加入義務となります。）



とても重要な事なのに、トータル的に学ぶ場がありません。また、必要なのは、単なる法律知識ではなく、実際に役立つ「問題解決力」です。そのためには、社会保険労務士や弁護士などの専門家から学ぶことも必要です。

また、社会保障だけではなく、労働契約・条件の確認・賃金・労働時間・年次有給休暇・退職・解雇・妊娠・出産・育児など働く上で知っておくべきこととして「ワークルール」があります。

国が無料セミナーを開催するほかインターネット上で動画を公開しているので、市もホームページ等で周知する。



人は、働くことで収入を得て、税金や社会保険料を納め、社会保障制度を支えています。

例えば会社が倒産したり病気で働けなくなったり、万が一死亡したりした場合など、収入が途絶えてしまいます。このような時、働く側が雇用保険や年金・医療保険に加入することで、現金などの給付が行われ、当面の生活が支えられ、これらの社会保障が私たちの生活を守ってくれています。



# 居住支援

高齢者のみならず、障がい者、低所得者、一人親家庭、若い女性なども、健康上の問題や家賃の滞納が生じることを家主に懸念され、賃貸住宅を確保するのがとても困難となるケースが増えています。どのような状況であっても、住まいというのはとても重要なものですが、支援が手薄となっています。

刑を終えて出てきた方の支援策として、出所後の帰住先を確保することや生活環境の調整が重要で、満期釈放者に対する受け皿や相談支援の充実が求められる中、出所後の住居や生活を支援している方がいます。

今、求められている居住支援というのは、単に、住宅の確保だけではなく、その後の生活面、心配な点を一緒に考え支援するところまで求められています。

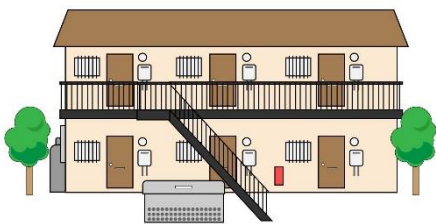


厚生労働省・国土交通省・法務省が合同で、要配慮者の円滑な住まい確保や住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能などのあり方について、具体的な議論が進められていますが、ある調査では、入居後の支援について、「安否確認」「定期・随時の訪問」「困りごと・悩みごとの相談対応」等、支援の必要性が高く、これらを、居住支援法人が独自に行っているケースがあります。

この居住支援法人は、住宅セーフティーネット法に基づき、都道府県の指定を受けて、住宅確保に配慮する人のために、家賃債務保証や住宅情報の提供、生活支援（見守りなど）を行います。

## 「住まいるサポート船橋」(居住支援協議会)【047-437-0055】

船橋市居住支援協議会の相談窓口です。  
住まい探しでお困りの65歳以上の高齢者などの相談を受け、市内賃貸物件への転居がスムーズにできるようお手伝いをしています。



一人暮らし高齢者向けサービスをもって開始したことから、高齢者以外の入居の障壁を解消できるサービスを提供できていないため、居住支援法人協議会との連携により、さらに居住支援を充実させる。

# ケアリーバー（養護施設など巣立つ若者）

様々な理由で、親元から離れ、児童養護施設や里親家庭など社会的養護のもとで暮らす子ども達は、原則18歳で自立することとなっています。措置延長で大学等に進学した場合は、22歳まで施設での生活が可能となっていますが、多くの子が、18歳で施設を出て、自力で生活をしなければなりません。

親からの経済的支援や、家庭復帰ができないことが多い中でのスタートとなります。市内にある児童養護施設に行き、現状を伺ってきました。



ふるさと納税等を活用し支援している自治体を紹介し、本市でも取り組めないか伺いました。

18歳成人になり、住宅の契約は本人になった。数年前までは、寮のある企業に就職したりする子が多かったが、寮を用意する企業が減少し、自力で住むところを探さないとならない。高校生の時から、アルバイトをして、60万円ぐらい貯めないと、生活ができない事を伝えているが、アルバイト代のほとんどが携帯代になってしまう。就職支度金として国と県から30万円が支給され、布団や家具の購入に当てられるが、住宅を確保する時の初期費用を入れると、不足するのが目に見えている。

住まいの確保や就労に関する生活相談、メンタルケアなど継続的な関わりの中で、自立に結び付くような支援が大切。

市児童相談所の開設に合わせて効果的な支援事業を実施する。なお、寄付金の活用も研究する。



市児童相談所は、JR南船橋駅南口にある市有地に、令和9年4月開設予定

はしもと 和子 090-5574-9079

ホームページ [hashimoto-kazuko.jp](http://hashimoto-kazuko.jp)

市政に関するご意見・ご要望をお寄せください。

S.35年 長野県軽井沢町生まれ 小諸商業高等学校卒業

八十二銀行入行 S.57年より船橋市在住 H.27年より保護司

